

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年2月2日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

| 整理番号 | 所在・地番 | 林班 ・小班 | 地目 | 面積 (ha) | 経営管理権の存 続期間 | 備考 |
|------|---------------|-----------|----|------------|-----------------------|----|
| 池原1 | 今治市菊間町池原2042番 | 614-101 | 山林 | 0.17 | 公告の日から 2030.3.31まで | |
| | 今治市菊間町池原2071番 | 614-125 | 山林 | 0.77 | 公告の日から 2030.3.31まで | |
| | 今治市菊間町池原2210番 | 614-202 | 山林 | 0.23 | 公告の日から 2030.3.31まで | |
| | 今治市菊間町池原2211番 | 614-203 | 山林 | 0.32 | 公告の日から 2030.3.31まで | |

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。